

西条市議会訓令第1号

西条市議会手話通訳及び要約筆記実施規程

(目的)

第1条 この訓令は、聴覚、言語機能、音声機能その他障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等(以下「聴覚障害者等」という。)が本会議及び委員会(以下「会議」という。)を傍聴する際に、手話通訳及び要約筆記(以下「手話通訳等」という。)の実施に関し必要な事項を定め、開かれた議会を実現する。

(手話通訳等の実施)

第2条 手話通訳等は、次に掲げる場合に実施するものとする。

- (1) 公開されている会議で、聴覚障害者等から傍聴に当たり、手話通訳等の希望があったとき。
- (2) 議会の活動において、手話通訳等の実施を議長が必要と認めたとき。

(申込手続)

第3条 前条第1号の希望者は、原則として傍聴希望日の1週間前までに、手話通訳・要約筆記申込書(様式第1号)に必要な事項を記入し、議長に提出しなければならない。

- 2 前項の申込後、やむを得ない理由により申込内容を変更し、又は取り消す場合は、速やかに議長に届け出るものとする。

(手話通訳者及び要約筆記者の配置)

第4条 議長は、前条第1項の規定による申込書を受理したときは、手話通訳等に必要な人員を傍聴席に配置するものとする。ただし、やむを得ない理由により配置ができないときは、速やかにその旨を申込者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、手話通訳等の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年9月3日から施行する。

手話通訳・要約筆記申込書

年 月 日

西条市議会議長 様

西条市議会手話通訳及び要約筆記実施要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

申 込 者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先 (電話またはEメール)	
希望する傍聴方法	手 話 通 訳 ・ 要 約 筆 記	
傍聴予定会議名		
傍聴予定日	年 月 日 (曜日)	
傍聴予定時間	時 分 から 時 分まで	
手話通訳を希望する傍聴者数	人 (申込者を含む。)	
そ の 他		

※この申込書は1日を単位として作成し、原則として、傍聴希望日の1週間前までに、ファクス・Eメール・郵送のいずれかの方法でお申込みください。

※提出後に変更が生じた場合は、速やかに議会事務局へご連絡ください。

問合せ先 議会事務局 電話：0897-52-1261 Eメール：giji@saijo-city.jp

FAX：0897-52-1269